

環境整備課からお知らせ

○油・断・快適！下水道
下水道に油を

流さないで！

キッチンから流れた油は、下水道管のつまりや悪臭の原因となります。また、鍋や食器に付いた油污は、洗う前にふき取りましょう。この行動が川や海の良い水環境につながります。

○東京都環境局

からお知らせ

省エネ家電などへの

買換えでポイントが

もらえます！

地球温暖化対策に不可欠な省エネを家庭でも進めるため、令和元年10月1日から、一定の基準を満たす対象機器への買い替えに対して、商品券などに交換可能な「東京ゼロエミポイント」を付与しています。

〔申請方法〕対象機器購入後、申請書(都のホームページで入手可)と領収書・リ

サイクル券などを事務局へ提出。令和2年度まで実施(上限に達し次第終了)

＊購入日が令和元年10月1日以降で、既存機器の撤去を含めた買い替えを行う場合が対象です。

＊購入前に対象機器に該当しているか必ず確認ください。

＊申請先など詳細は、ホームページ (<http://www.zero-emissions.jp>) をご覧ください。

※問い合わせは、コールセンター

☎0570(005)083

☎03(6634)1337

(申請方法などについて) 東京都環境局地域エネルギー課

☎03(5388)3533

○野焼き(野外焼却)

は原則禁止です！

ごみ(廃棄物)の野外焼却行為は法律で「原則禁止

」になっています。状況によっては罰則の対象になる場合があります。野焼きについての注意点はつぎのとおりです。

- ・ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却は、野焼きと同じです。
- ・小型焼却炉でごみを燃やすことも禁止されています。

町には野焼きによって「煙や悪臭で困っている」、「干していた洗濯物に煙の臭いがついてしまった」などの苦情が寄せられています。

また、つぎに挙げた焼却行為は禁止の例外となっていますが、例外となる焼却行為であっても、周辺環境に最大限の配慮を行わなければなりません。近隣の方へ迷惑にならないよう、十分に注意してください。

・伝統的行事および風俗習慣上の行事のための焼却行為。(どんど焼き、火祭りなど)

- ・学校教育および社会教育活動上必要な焼却行為。(キャンプファイヤーなど)
- ・災害時の応急対策のために行うものなど。

ごみは燃やせずに、分別ルールに従って、町の収集に出すようみなさんのご協力をお願いします。

※問い合わせは、環境整備課 ☎83・2317

クリーンセンター

からお知らせ

○生ごみ処理容器などの

購入に助成をしています

家庭用生ごみ処理機を利用することで生ごみが「小さく軽くなり」ごみ専用袋の使用枚数を減らすことになります。

また「有機肥料」の素材として畑や家庭菜園に再利用できます。

＊生ごみを処理することで、7分の1に減らすことができます。

町では生ごみ処理容器な

どの購入をつぎのとおり助成しています。

○生ごみ処理容器の購入
〔補助率〕5分の4

(上限1万1000円)

○電気式の生ごみ処理機
購入

〔補助率〕2分の1

(上限2万5000円)

○10月から、プリンターの「使用済みインクカートリッジ」の回収を始めます

回収方法は、役場住民課窓口と子ども家庭支援センター(きこりん)に回収用のボックスを設置しますので、その中に入れてください。

新たな資源化への取り組みに、住民みなさんのご協力をお願いします。

※問い合わせは、環境整備課(クリーンセンター)

☎83・2110

カット